

## 目次

- P 1 : 学校における消費者市民教育の実践
- P 4 : 講師を派遣します! 「消費者教育講座」
- P 5 : 消費者教育講座実施例
- P 6 : 若者に多い消費者トラブル (スマートフォンとオンラインゲーム)
- P 7 : 仙台市オリジナル消費者教育教材完成!
- P 8 : 消費者教育推進法が施行されました

# 選ぶ眼、 決める力

第14号

2013.3月

## 学校における消費者市民教育の実践

横浜国立大学教授

西村隆男

### 1. はじめに

小・中学校の新学習指導要領はすでに実施されていますが、この4月からは高校でも新しい教育課程がスタートします。文科省のパンフレットでは、今回の改訂にあたり「社会の進展に対応した教育を行います」として、環境教育や食育と並べて、「消費者教育」を明確に掲げました。社会や環境の変化の中で、子どもたちが自分なりに判断し、行動していけることを目的とし、「消費者の基本的な権利と責任について理解」させることを明示しています。これまでも消費者教育は、一部の教科の内容として組み込まれてはきましたが、文科省が学習指導要領の中で、明確に位置づけたのは初めてでしょう。

一方で、昨年は消費者教育推進法が成立し、12月には正式に施行となりました。立法化が検討されてから、4年ほどの時日を費やしましたが、世界の潮流としての消費者市民教育重視を背景として、わが国も遅まきながら学校教育において新たな視座が求められるようになったことは重く受け止めなければなりません。

### 2. 消費者教育の現状

やや古くなりますが、国民生活白書(平成20年版)には、図1のデータ(2頁)が掲載されています\*1。「消費者教育を受けたことがありますか」という問いへの回答を年代ごとに見ると、中高生を中心に半数近くが「ある」と答えている以外には、20代を除いてほとんどの年代で、受けた経験が「ない」か、「わからない」と答えています。消費者教育が比較的最近注目されてきたということもあり、無理もない結果と思われるかもしれませんが、事態は深刻と考えた方がいいと思います。

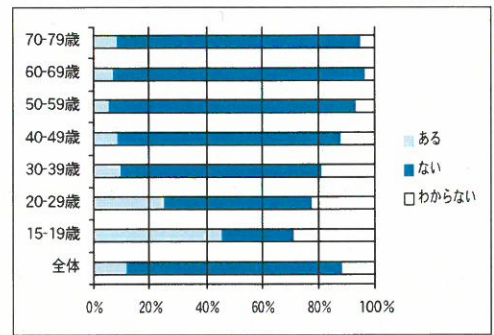


消費者教育研修の様子 講師 西村隆男氏  
(平成24年8月22日仙台市教育センターにて)

もちろん消費者教育をどう捉えるかによって、消費者教育を受けたかどうかの認識も異なってきますが、これは今も存在する問題でしょう。つまり、高校家庭科が男女共修となって以来、教科書では消費者の権利や義務が明確に記述され、クーリング・オフや悪質商法の例が紹介されるようになりました。そのためか、消費者教育といえば消費者被害の未然防止と言われるほどに、「危ないものに気をつけよう」といったネガティブなイメージが強すぎた印象があると思われます。

消費者教育の本質は批判的思考による意思決定力の育成にあります。他人に振り回されることの無い、主体的な判断と行動をこの消費社会でどう実現させていくかにあることは言うまでもありません。

図1 消費者教育を受けた経験の有無



### 3. 日米大学生の金銭観の違い

2012年春にVISAワールドが日米の大学生の金銭観や金融行動、金融リテラシーに関する調査をしました。どうでしょう、いかに日本の学生が親への依存心が高いか一目瞭然です。高校までとは異なって、行動半径も著しく広がる一方で、自立心は養われていません。

表1 生活費に対する考え方

	日本	米国
学生のうちは親に頼って もいいと思う	67.9%	35.9%
学生も親だけに頼らず、自 身でも負担すべきだ	32.1%	64.1%

### 4. 消費者教育推進法の成立

私は、今回の消費者教育推進法の成立は、批判的思考による意思決定力をつける起爆剤になると確信します。一昨年の中東大震災では、乾電池や灯油ばかりでなく、食料品や日用品などを買い占める人が溢れ、各地のコンビニは店頭から商品が消え閉店が相次ぎました。自己の利益のみに走る行動はメディアからも大いに批判されました。やがて、余りの大災害に気づいた多くの国民は支援の輪を広げ、ボランティアに参加し、あるいはさまざまな形で東北の被災地を支援する行動をとりました。

推進法は、消費者市民社会の実現をその基本理念に掲げています。第2条2項の定義は長いものですが、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」として消費者市民社会を表現しました。この定義は、含蓄の深いものです。今日の私自身の消費行動が将来世代に影響を与えることを意識して、地球規模で公正な社会と持続可能な社会の実現に寄与する選択を目指さなければならないと明示しています。そして教育に携わる者は、この向かうべき社会の実現に強く関与する一員となることができるよう、児童・生徒の消費者市民力の育成に力を尽くすべきであるとの法の精神を正しく理解する必要があります。



平成24年8月7日衆議院消費者問題特別委員会での可決

### 5. 消費者市民社会とは何か

現在、私は附属中学校の校長を併任しているので、週2日は中学校へ勤務しています。そこで、家庭科の先生に消費者教育の授業をやってみてくださいと頼まれました。

中学生に授業する経験もない私ですが、折角の機会ですから、消費者市民社会への手掛かりになる実践を考えました。50分の授業構成では、前半は「スポーツドリンクの広告CM制作」、後半は「コンプレインレターの作文」としました。前者では、スポーツドリンクの商品名を創作させ、今の若い世代に受けるネーミングや広告の要素を考案してもらい、生産者や販売者による消費者心理の操縦術を理解するよう仕掛けました。後者では、商品購入後の苦情について、スポーツシューズの色落ちを例にして、メーカーに対して正確かつ簡潔にクレームを述べる手紙（コンプレインレター）の書き方を練習してもらいました。



消費者市民教育をめざした授業の様子

消費者としての正しい権利の行使が、企業の製品改善や発展につながり、社会にとってもプラスになることを知ると生徒たちは、市場というものをより身近に感じたようでした。誰にでも簡単にできることから始めるのが、学習の入り口として効果があると思われます。



商品のネーミング  
(商品名)を考えよう！！



## 6. 消費者市民教育の実践

### (1) 風評被害をテーマにした学級活動

岐阜市の小学校I教諭は、6年生の授業で風評被害を正面から取り上げ、はじめに「風評被害は解決すると思うか」と尋ねました。その結果は、難しいと思う(41%)、行政の努力が必要(39%)、生産者や販売者の努力が必要(20%)でした。名古屋市内で被災地支援のために東北物産品の販売店を始めたものの思うように売り上げが伸びない事実を抱える人を紹介し、不振の理由を子どもたちに考えさせました。生産者、販売者、消費者に分かれて議論を始め、続く保護者も巻き込んだ熟議では、「安全かどうかをチェックしてアピールすればいい」「まず国や専門家が基準を示さないと」などの意見が出たということです。次に、国の基準値より厳しい基準で出荷までに2回の自主検査を行うネット販売業者の取り組みを紹介し、風評被害を乗り越える努力の様子を理解し、最終的には「風評被害は行政や販売者だけの努力では解決しない。消費者自身の努力も大切だ。そして消費者とは実は自分たち自身のことだ。」と発言できるまでになったわけです\*2

### (2) 地場産品の生産・販売による授業実践

三重県伊勢市の中学校家庭科N教諭は、地元の伝統品である「松阪もめん」を学び、生徒自らが、オリジナル商品を製作して販売し、その売り上げた利益をカンボジア地雷撤去支援へ寄付をするという壮大な実践です。この授業の設定理由を、N教諭は生徒について「流行や自己の嗜好には敏感だが、メタ認知力(自分の感や行動自体を見つめたりどんな意味があるか考えたりする力)が乏しく、アイデンティティ(主体性、存在証明)に欠けている」として、サステナブル社会の実現を目指して行動することが難しいという負の要素をカバーしたかったからと書かれています。生徒らは作ってみたい商品のデザインから始め、専門家の意見を求め、材料の仕入れ販売では地域の方々に協力をいただき、ポケットティッシュ入れ、文庫本カバー、コースター、巾着を製作して販売に挑みました。悩んだのは価格設定とのことでした。また、収益の使い方では、「世界を変えるお金の使い方」(ダイヤモンド社)を教材にして話し合っ、地雷撤去支援へまわすべきとの結論に達しました\*3



### (3) エシカル・ファッションを家庭科で取り上げた例

国立大附属高校のY教諭は、被服分野の授業でエシカル・ファッションを取り上げました。ファッション重視の中で、衣服は大量生産・消費され、短時間で廃棄される現実を見つめ直して、既製服の選択にあたって、それらがどのように生産され手元に届くのか背景を知ることの大切さに焦点化した授業です。ポリエステル熱可塑性を用いたしわプリーツスカートの製作やファッションショーなどの授業を終えた後に、衣服の選択をスカートの値段と材料費用を用いて生産者の時給を想定させ、低賃金での生産過程の現実を考えさせる授業時間を設定しました。Y教諭自身が訪れたパリのエシカル・ファッションショーでは、①リサイクル、②(素材の)有機栽培、③伝統技術、④ソーシャルプログラム(社会的弱者への方策)、⑤フェアトレード、⑥天然素材の6つがロゴマークとして使用されていたそうです。消費行動における「良心」は、いまや地球的社会責任(Global Social Responsibility)であると指摘しています\*4

#### 「エシカルファッション」とは？

以下のように良識にかなって生産、流通されているファッション商品のことです。

- ・素材の選定(オーガニック・リサイクルコットン)
- ・素材の購入(発展途上国からの買い付け)
- ・商品の製造(天然染料を使用する等)
- ・商品の流通(フェアトレード)



## 7. おわりに

はじめての中学校での授業で、生徒の目がとても輝いてみえました。集中力もすばらしいと思いました。おそらく工夫次第で、児童や生徒を地球規模での公正な社会や持続可能な社会へ誘うことはそれほど難しいことではないでしょう。身近な消費を通じて考えさせることができるところが、消費者教育、消費者市民教育の真骨頂です。ぜひ、社会への関心を切り拓いた消費者市民へと子どもたちを育てて欲しいと願います。

- \* 1 平成20年版国民生活白書, P.146, 2008, 内閣府
- \* 2 消費者教育研究 No.152, 2012年6月, (公財)消費者教育支援センター
- \* 3 ESD教材活用ガイド—持続可能な未来への希望—, 2009, (財)ユネスコアジア文化センター
- \* 4 消費者教育研究 No.155, 2012年12月, (公財)消費者教育支援センター

講師を派遣します！

## 「消費者教育講座」

仙台市消費生活センターでは、消費者教育に関する出前講座を行っています。  
「生徒向け講座（授業）」や「教師向け研修会」について、対象・内容に応じて講師を派遣します。

### 生徒向け講座（授業）

- **講師**：弁護士、司法書士、金融広報アドバイザー、e-ネットキャラバン専任講師、消費生活センター職員等
- **内容**：次のようなテーマを予定しています。〔テーマ・内容は、ご相談に応じます。〕
  - **契約の基礎知識**  
契約の基本、クーリング・オフの方法、契約が取消できる場合など
  - **金銭・金融教育**  
お金の使い方、クレジットカードの管理、多重債務に陥らないためになど
  - **インターネットトラブルの被害に遭わないために**  
パソコンや携帯電話などのインターネットの契約トラブルの予防と対策など
  - **悪質商法の被害に遭わないために**  
若者が被害に遭いやすい悪質商法（アポイントメントセールス、キャッチセールス、マルチ商法など）の手口と対処方法について
- **会場**：学校など

### 教師向け研修会

- **講師**：消費者教育の専門家（教授、教師、弁護士、司法書士）等
- **内容**：消費者教育の指導・実践法
  - ・消費者教育（金融・契約）
  - ・多重債務問題（問題の背景と解決方法）等※テーマ・内容は、ご相談に応じます。



平成24年5月17日  
中学校家庭科研究部会研修会

いずれも、実施希望日の1～2か月前までに仙台市消費生活センターへお申し込みください。

- ※ 講師謝礼は一切不要です。
- ※ P T Aの講演などのご要望にも対応できます。
- ※ 具体的な内容・時間等については、ご相談のうえで決定します。

申込み・問合せ先

## 仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11-1 141ビル(三越定禅寺通り館)5階  
電話：022-268-7040 FAX：022-268-8309

# 消費者教育講座 実施例

平成24年度に実施した消費者教育講座の一例をご紹介します。

## 授業例1 小学校5年家庭科「じょうずに使おう物やお金」

- テーマ 「買物トラブル あなたならどうする」
- ねらい
  - ①店舗購入の基礎知識を身につける
  - ②トラブルに遭わないための工夫を考える
  - ③トラブルに遭った場合の対処方法を知る
  - ④「消費者市民」について知る
- 内容
  - ・消費生活センターの役割
  - ・消費者トラブルのロールプレイング  
「欲しいのはこれじゃない!」

店舗契約のルールやトラブルの防止と対処方法、消費者に求められている役割についてパワーポイントを使用して説明し、ロールプレイングを交えながら考えさせ、グループで話し合い、発表してもらいました。どこが問題点で、どうしたらよいか、その結果どう変わったかを、楽しく考えることができました。
- 対象 小学校5年生
- 講師 仙台市消費生活センター 消費生活相談員



平成25年1月24日 仙台市立加茂小学校5年生

◆感想◆  
劇がおもしろかった。これからは、まちがわないようにメモを持っていきます。自分の意見はきちんと言ったほうがいいと思った。

代表の同級生の劇を見ながら、みんな楽

## 授業例2 「悪質商法対策ゲーム」を活用した授業

- テーマ 「悪質商法のトラブル防止について」
- 内容
 

契約について説明した後、悪質商法対策ゲームを通して悪質商法やアクシデントに出会ったら、どう対処すればいいのか講師が分かりやすく説明しながら、みんなで楽しく学びました。
- 対象 中学校3年生
- 講師 仙台市消費生活センター 消費生活相談員



平成25年2月19日  
仙台市立根白石  
中学校3年生

◆感想◆  
すごろくを使っただけのゲームが一番楽しかった。身のまわりに悪質商法の危険がたくさんあることがよく分かりました。気をつけたいと思います。

## 授業例3 インターネットのトラブルに遭わないために

- テーマ 「安全に楽しく使おうケータイとゲーム機」
- 内容
 

インターネットを安全に使うために気をつけること、トラブルの事例や対処法、使い過ぎないために家庭でのルール作りが大切であることをパワーポイントで説明。DVDを見たあと、チラシを配布。家に帰って今日勉強したことを話し、親と「家庭のルール」を決めて後日学校で発表してもらうことにしました。
- 対象 小学校6年生
- 講師 e-ネットキャラバン 専任講師



平成24年7月10日  
仙台市立将監中央小学校6年生

◆感想◆  
僕はまだ携帯電話を持っていませんが、中学生になり携帯電話を持つようになったら、今日の授業を思い出して安全に使いたいと思います。

# 若者に多い消費者トラブル

平成23年度に仙台市消費生活センターへ寄せられた相談のうち、契約当事者が19歳以下の相談では88%がインターネットトラブルに関する内容でした。

## スマートフォンって便利だけど…

最近スマートフォンの人気が非常に高まっており、子どもの所持率も増えています。スマートフォンは自分が使いたいアプリを選びインストールして、自由に機能拡張やカスタマイズできる端末で、いわば通話のできるパソコンですので、ウィルス感染の心配があります。消費生活センターには、「電池がすぐなくなる」「故障が多い」「アダルトサイトのワンクリック請求」などの相談が寄せられています。

### 事例 アダルトサイトのワンクリック請求

スマートフォンでタレントのブログの広告をタッチしたら、無料のアダルトサイトにつながった。年齢確認の後、突然「登録完了」と表示され、7万円の請求画面が出た。その後請求の電話がかかってきた。



### アドバイス

有料サイトを運営する業者は、利用者が申し込んだことを認識できる確認画面を分かりやすく表示しなければなりません。悪質なサイトでは、クリックしたとたん請求画面が表示されたりしますが、ほとんどの場合契約は成立していませんので、あわててお金を支払ったり連絡をしないでください。着信拒否設定をしたり、メールアドレスを変更しましょう。

### 解説

スマートフォンは、従来の携帯電話とは違い、パソコンと同様に利用者自身で情報セキュリティ対策を行うことが必要です。アプリケーションのインストールによりウィルスに感染したり、電話帳のデータを不正に抜き取られたりする被害が発生しています。自分自身が被害に遭わないために、また大事な友達の個人情報流出させないように、普段から情報セキュリティ対策が必要です。

### 「スマートフォン情報セキュリティ3か条」

- ① OS（基本ソフト）を更新し、常に最新状態にする
  - ② ウィルス対策ソフトの利用を確認する
  - ③ アプリケーションの入手方法に気をつける
- 参考：総務省 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/security/index.htm](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/index.htm)

## オンラインゲーム 思わぬ落とし穴

### 事例 子どもがカード決済でゲームアイテム購入

パソコンでオンラインゲームをやっていた息子に「ゲームのアイテムを買いたいから、クレジットカードの番号を教えてほしい」と言われた。今回だけと思い、母親の私が直接カード番号などを入力して1,000円分購入した。しかし、後日カード会社から8万円の請求が届いたので、驚いて息子に聞くと、ゲームを続けるためにその後も何度もアイテムを買い続けていたとのことだった。



### アドバイス

ネット上のクレジットカード決済は、一度番号を入力すると登録となるサイトもあり、その場合、登録後は簡単な認証のみで利用できます。利用する前にその仕組みをよく理解し、慎重に行う必要があります。オンラインゲームは、有料アイテムなしでは楽しめない仕組みのものが多くありますので、利用する際のルールを親子でよく話し合っておきましょう。

### 解説

特にSNSで提供されているソーシャルゲームに人気があります。無料のゲームですが、ゲームを有利に進めるために必要なバーチャルなカードやアイテム（道具）は有料で提供されています。アイテム等の取得は、事前に何が出るか分からない「ガチャ」と呼ばれる手法で行われ、目的のアイテムが欲しいばかりに1回数百円の有料ガチャを何度も引くと、思わぬ高額請求につながります。

\*一部のサイト運営事業者は未成年者利用者の月額課金上限を15歳未満は月額5,000円、18歳未満は月額1万円と定める等の措置を取るようになりました。

## 困ったときは消費生活センターへ

消費者トラブルは、子どもだけで解決するのが難しい問題ですので、トラブルが起きたら、できるだけ早い段階で相談してください。解決に向けて、お手伝いします。

仙台市消費生活相談ダイヤル ☎022-268-7867

相談時間 9:00～18:00（年末年始を除く毎日）

# 仙台市オリジナル消費者教育教材完成！ 楽しく消費者知識を身につけよう！

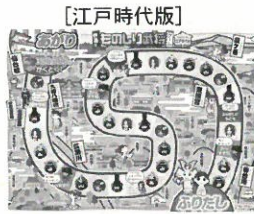
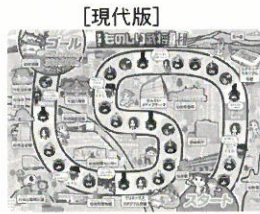
仙台市消費生活センターでは、消費者トラブルの低年齢化とともに、震災を踏まえた消費者教育の必要性が高まっていることから、消費者教育に関心のある市民や学生、教職員の協力を得て子どもたちが関心を持って学べる仙台市オリジナルの消費者教育教材を製作し、市内全小・中学校及び児童館に配布しました。

仙台市のオリジナリティと子どもたちが関心と親しみを感じる地元キャラクターとして「奥州・おもてなし集団伊達武将隊」を採用しました。是非、ご活用下さい。

## 小学校低・中学年向けボードゲーム

### めざせ六十二万石！伊達なものしり武将ゲーム

**ねらい** 物やお金の大切さを身につけ、環境を考えた生活、震災を踏まえた家族・地域との関わりなどを遊びながら楽しく学びます。



仙台藩祖  
奥州の覇者「独眼竜」  
伊達政宗

ボードは政宗時代の町名や建物を描いた「江戸時代版」と現代の仙台の街並みや施設を描いた「現代版」の両面仕様となっており、仙台の歴史や街の変遷にも興味が湧くようになっています。サイコロをふって6つのテーマに分かれた武将隊カード（クイズカード）を引き、クイズに答えて裏面の指示に従い、誰か1人が「仙台城」にたどり着いた時点でゲーム終了です。

## 小学校高学年用リーフレット

### めざせ！「買い物名人」

**ねらい** 物や金銭の大切さを学びます。じょうずに買物をするために「計画する」「品物を選ぶ」「買う・払う」「使う・処分する」の4つのプロセスの中でそれぞれのポイントを紹介し、教科書と連動させた事例・解説書となっています。



片倉小十郎

計画を立てよう！



物は大切に  
使おう！



茂庭綱元

## 中学生向けDVD教材と副読本

**ねらい** 消費者の権利、責任、契約、販売方法の特徴などについて理解を深めるとともに、持続可能な社会に向けて、消費や環境問題等に関して主体的に行動できる力を身につけます。

### 伊達なくらしをいざ伝授！ 開校！伊達塾

[DVD]



[19分50秒]

「契約・取引」「悪質商法①」「悪質商法②」「情報」「環境」「消費者市民社会」の各項目毎に構成。1項目約3分で「動くマンガ」を使って問題提起をし、「解説部分」では、伊達武将隊が実写で登場。ポイントを分かりやすく説明します。

### めざせ！賢い消費者 伊達なくらし入門

[副読本]



支倉常長

副読本はDVDの内容と連動させた用語解説集となっており、各項目毎に「マンガ」による事例と伊達武将隊のワンポイントアドバイスも掲載。DVDと併せた活用ができるようになっています。

# 消費者教育推進法が施行されました

消費者教育を総合的・一体的に推進し、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とした「消費者教育の推進に関する法律」が平成24年12月13日に施行されました。

この法律では、学校や社会で消費者教育を行うことを国や自治体の責務とし、消費者が消費行動を通して、社会の発展と改善に積極的に参加していく「消費者市民社会」を目指すという理念を掲げています。

## □「消費者教育」とは？

**A** 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育です。

会社の経営者、会社員、販売員、公務員、医者、学生、教師、テレビタレント…どんな職業をしている人も、みな「消費者」です。人が消費者として自立できるためには、その時代、社会に応じて、様々な知識と、適切な行動がとれる実践的な能力を身に付けなければなりません。自立を助けるための働きかけが、消費者教育です。



## □「消費者市民社会」とは？

**A** 消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会です。

一人ひとりの消費者が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれてくる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味します。

消費者が大量生産・大量消費・大量廃棄の経済の波に流されて漂流する存在から、持続可能な社会、経済の実現に向けた舵取り役となることです。（「消費者教育推進のための課題と方向」平成24年4月6日公表・消費者教育推進会議の報告より）

## 消費者市民社会の構築に向けて、消費者が身に付けたい力

	消費が持つ影響力の理解	持続可能な消費の実践	消費者の参画・協働
	自らの消費が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼしうるものであることを理解し、適切なサービスを選択できること。	持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力。	消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力。
幼児期	おつかいや買い物に関心を持つ。	身の回りのものを大切にしよう。	協力することの大切さを知ろう。
小学生期	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう。	自分の生活と身近な環境との関わりに気づき、物の使い方などを工夫しよう。	身近な消費者問題に目を向けよう。
中学生期	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう。	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう。	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう。
高校生期	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう。	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう。	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう。
若者	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう。	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう。	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう。
成人一般	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう。	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう。	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう。
高齢者	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう。	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう。	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう。

◆◆◆消費者庁リーフレット「消費者市民社会って？」より引用◆◆◆

●編集・発行 仙台市市民局市民協働推進部消費生活センター  
〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11-1 141ビル（三越定禅寺通り館）5階  
TEL：022-268-7040（代） FAX：022-268-8309 <http://www.city.sendai.jp/tetsuzuki/sodan/index.html>